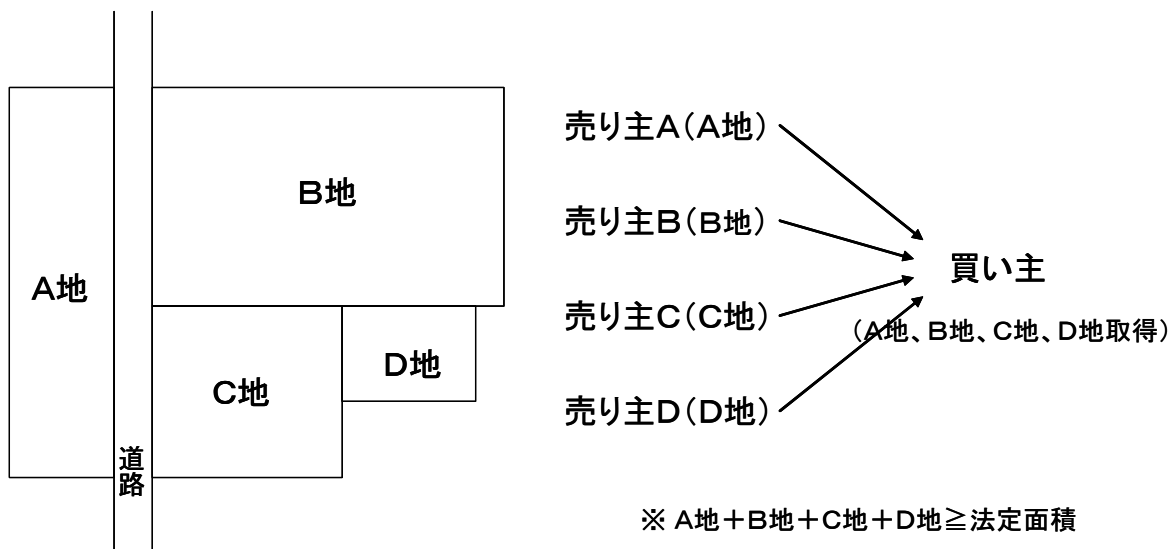


一団の土地取引

1. 買いの一団（事後届出及び事前届出の対象）

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が一定面積以上※となる場合には届出が必要です。

※市街化区域 2,000 m²、その他の都市計画区域 5,000 m²、都市計画区域外 10,000 m²



2. 売りの一団（事前届出の対象）

事前届出制の場合、買いの一団に加えて、個々の面積は小さくても権利譲渡予定者（売買の場合であれば売主）が権利を譲渡する土地の合計が一定面積以上となる場合にも届出が必要です。

